

独立行政法人国立病院機構九州がんセンターにおける
テレビ・ランドリーシステム及び病室賃貸借物品の設置・運営者の公募の公示

令和5年4月1日からの当病院内における入院患者等（以下「患者等」という。）の療養環境の充実を図るためのテレビシステム及びランドリー並びにそれらに関連する販売機及び精算機等（以下「テレビ・ランドリーシステム」という。）及び病室賃貸借物品の設置・運営者（以下「運営者」という。）を公募することとしますので、希望する者は次のとおり企画書及び見積書を提出願います。

なお、運営者の選定は質の高い患者サービスができ、当病院にとって業務改善や安全管理を含め最も優れたテレビ・ランドリーシステム及び病室賃貸借物品の設置・運営を企画・提案された業者を公平な審査（プロポーザル）のもとに選定致します。

令和4年11月7日

独立行政法人国立病院機構九州がんセンター
院長 藤 也寸志

1. 事業概要

(1) 事業名

独立行政法人国立病院機構九州がんセンターにおける、テレビ・ランドリーシステム及び病室賃貸借物品の設置・運営事業

(2) 運営内容

運営者は病院長が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当病院と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、患者等のためにテレビシステム等全般の運営を実施する。

(3) 設置・運営期間

令和5年4月1日～令和12年3月31日（7年間）

本貸付契約は定期建物賃貸借契約を行うこととしているので、契約期間の満了をもって契約は終了し、更新はない。

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 企画書提出者に要求される資格

独立行政法人国立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）及び独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約事務取扱細則」という。）の規定によるほか、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- ① 法人等を設立して、5年以上継続して同種の事業を運営し、かつ良好な経営を行っていること。（※近年3ヶ年の財務諸表を提出すること。）
- ② 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- ③ 不正及び不誠実な行動がないこと。
- ④ 令和4年4月1日現在、全国において病床数400床以上の病院で同種の事業運営（日常のメンテナンス作業も含む）を担っている実績があること。（他病院の実績表を添付のこと）
- ⑤ 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。

(2) 企画書及び見積書を特定するための評価基準（詳細については別紙）

①企画書の提出能力

同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績

②担当予定スタッフの能力

スタッフ数、当該業務に必要な資格及び業務経験、同種又は類似業務の実績、
その他主要業務の実績

③テレビ・ランドリーシステムの運営方針等

運営方針・運営方法の妥当性、職員配置計画の妥当性、当該運営に対する取組意欲

④運営者からの提案

設置するテレビ等の機能性、安全性、企画の適格性・創造性・現実性

⑤賃借料、販売手数料等見積の妥当性

3. 手続き等

(1) 担当課・係

〒811-1395 福岡県福岡市南区野多目3丁目1-1

独立行政法人国立病院機構九州がんセンター 事務部 企画課 業務班長

電話092-541-3231 (内線8905)

(2) 説明書の交付期間及び場所

①交付期間

令和4年11月7日（月）から令和4年11月22日（火）まで

（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する
行政機関の休日は除く。）

②交付場所

「 (1) 」に同じ

(3) 参加希望者の登録期限、場所及び方法

①登録期限

令和4年11月22日（火） 17時00分

②登録場所及び方法

「 (1) 」に同じ（別紙「応募申込書」を持参又は郵送）

(4) 企画書、見積書の提出期限、場所及び方法

①提出期限

令和4年11月28日（月） 17時00分

②提出場所及び方法

「 (1) 」に同じ（持参又は郵送）

(5) プレゼンテーションの実施日

① 日時

令和4年12月1日（木） 13時00分～17時00分

② 場所

院内講堂2

(6) 見積書の開封日及び場所

①開封日

令和4年12月8日（木） 11時00分

②開封場所
院内会議室 1

4. その他

- (1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書及び見積書は、無効
- (2) 契約書作成の要否・・・・・・・・要（テレビ・ランドリーシステム及び病室賃貸借物品の設置運営に関する契約による予定）
- (3) 企画書のヒアリング・・・・・・・・・・必要に応じて実施
- (4) 関連情報を入手するため窓口・・・・・・・・上記「3.（1）」に同じ
- (5) 詳細は、説明書による
- (6) 質問はメール若しくはファックスのみで受け付けることとし電話等での問い合わせは一切認めない。（様式は任意）